

## 関係県条例など

(事務局 市民部環境衛生課まとめ)

注：文中の、下線、網掛け、については、事務局で装飾したものです。

また、斜字については、事務局で挿入したものです。

### ○山形県立自然公園条例（抜粋）

(特別地域)

#### 第 11 条

3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。(略)

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

4 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

(条件)

第 12 条 前条第 3 項の許可には、県立公園の風致を保護するために必要な限度において、条件を附することができる。

(普通地域)

第 13 条 県立公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。(略)

(1) その規模が知事の定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後においてその規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

2 知事は、県立公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

## ○山形県立自然公園条例施行規則（抜粋）

（特別地域内の行為の許可基準）

### 第16条の2

11 条例第11条第3項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、①第1項第5号及び第6号並びに②前項第7号及び第9号に掲げる基準並びに③次の各号に掲げる基準のいずれにも適合することとする。

- (1) ③-1第1項第2号から第4号までに掲げる基準のいずれにも適合すること。（略）
- (2) ③-2野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

#### ※①第1項第5号及び第6号

- (5) 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。
- (6) 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該計画において当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

#### ※②前項第7号及び第9号

- (7) 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- (9) 支障木の伐採が僅少であること。

#### ※③-1第1項第2号から第4号

(2) 次に掲げる地域（以下「第1種特別地域等」という。）内において行われるものでないこと。

イ 第1種特別地域

ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等

(次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定(以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。)がされているもの又は学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。)であるもの

(イ) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域

(ロ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

(ハ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域

(ニ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

(3) 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

(4) 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

## ○県立自然公園許可・届出行為に関する審査指針（抜粋）

### 第3 大規模な開発行為

#### 1 大規模な開発行為

大規模な開発行為とは、以下のものである。

- (4) 高さ30mを超えるプロペラ式など面的な占有空間を有する風力発電施設

#### 4 大規模な開発行為に係る意見聴取

前記第1項から第2項に規定する事項の審査を行う場合は、事前に関係市町村長の意見を聴取するものとする。

また、専門的な観点からの審査が必要な場合は、山形県環境審議会条例（平成6年7月山形県条例第45号）第1条に規定する山形県環境審議会の意見を聴くものとする。

### 第5 普通地域措置命令処理指針

#### 2 風力発電施設の新築、改築及び増築

高さ30mを超える風力発電施設については、以下のすべてに適合するものかを審査し、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令を行うものとする。

- (1) 以下の規定によること。(略)

ア 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

イ 山稜線、海岸線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

- (2) 色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

(3) 当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

(4) 当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。

(5) 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。